

平成29年度

赤十字やまがた

人は決して、ひとりじゃないから。



広報活動(はたらくルマインイオンモール天童での赤十字PRブース出展)



災害救護活動(平成28年熊本地震災害における赤十字救護班派遣)



青少年赤十字(カンボジア教育支援事業の実施)
提供:山形新聞社

活動資金にご協力ください



日本赤十字社山形県支部
支部長 吉村 美栄子

会費ご協力をお願い

赤十字事業につきましては、日頃より県民の皆様より温かいご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日本赤十字社では「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という人道的使命に基づき、「人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性」の7つの原則のもと、国際活動、災害救護活動、救急法等の講習、赤十字奉仕団によるボランティア、青少年赤十字メンバーの育成、血液事業等のさまざまな活動を展開しております。

近年は、国内において自然災害が多発し、かつ、大規模化する傾向にあり、東北における災害救護の中継拠点となる「山形ロジスティクスセンター」を有する当県支部では、発災後、

復旧・復興期に渡って被災者の中・長期的に支援する赤十字救護班やボランティアの育成、災害救護資器材の配備を積極的に進めております。

また、災害による被害を軽減すべく「防災・減災」の知識と技術の普及を学校・地域を対象に実施し、「自助・共助」に基づく地域における災害対応能力の醸成に力を入れております。

これら災害救護をはじめとする赤十字活動は、県民の皆様からご協力をいただいております会費によって支えられております。

今年度も、皆様のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

平成28年度事業報告

国際活動

■ 開発途上国における救急法普及支援

本社が実施する海外における救援及び開発協力活動である、カンボジア、ミャンマー、東ティモールでの救急法普及支援に対し、日赤第1ブロック支部（北海道・東北）が参加・協力しました。



AEDの使い方の指導(カンボジア)



多くの方々から温かい善意が寄せられました

■ NHK海外たすけあいキャンペーンの実施

世界各地で災害や紛争、飢餓や病気で苦しむ人々の救援を目的に、12月1日～25日までNHKと共同でNHK海外たすけあいキャンペーンを実施し、その一環として県内9ヶ所で地域の赤十字奉仕団員・青少年赤十字加盟校メンバーの協力のもと街頭募金活動を行いました。

■ 海外救援金の受付

山形県支部が受け付けた海外救援金は、国外における災害、紛争等で苦しむ人々の支援に役立てられます。

種類	件数	金額	種類	件数	金額
海外救援金	3件	6,859円	2016年イタリア中部地震救援金	83件	166,389円
中東人道危機救援金	14件(40件)	13,658円(68,675円)	2016年ハイチハリケーン救援金	278件	107,038円
2016年エクアドル地震救援金	90件	428,656円	NHK海外たすけあい	528件	1,233,392円
			合計	996件	1,955,992円

(2月28日現在)

※表内()は受付時からの累計

災害救護活動

■ 平成28年熊本地震災害における救護活動

4月に発生した熊本地震災害の被災者に対し、救護活動を実施しました。

派遣期間	平成28年4月27日(水)～5月3日(火)
派遣先	益城町立広安小学校、益城町総合体育館、上益城保健福祉センターハピネス、益城町立益城中央小学校
派遣救護班	北村山公立病院赤十字救護班および支部職員



長い避難所生活に苦しむ被災者のケア



■ 東日本大震災復興支援 「復興祭～みんなに元気を～」

宮城県の被災者約200名を対象に、赤十字ボランティアの協力により計2回にわたり、復興支援を実施しました。

対 象：気仙沼市唐桑町大沢地区復興公営住宅及び
石巻市蟹田・内田地区仮設住宅入居者
内 容：いも煮、玉こん、わたあめなどの提供



子どもから高齢者まで多くの方が参加

■ 被災者への援護

県内の被災者に対し、災害救援物資を配付するとともに、被災世帯へ災害見舞金を交付しました。

また、県外で発生した災害に対し、災害救援物資の緊急輸送を行いました。

災害救援物資の配付

- 毛布 53枚
- 緊急セット 22個

災害見舞金の交付(全焼・全壊19件、半焼・半壊4件) 420,000円

平成28年 台風10号災害による災害救援物資の緊急輸送

- 毛布(岩手県) 500枚

(2月28日現在)

■ 災害救護訓練の実施及び参加

災害時の赤十字の救護活動体制を充実させるために、日赤第1ブロック支部(北海道・東北)合同の災害救護訓練を行ったほか、県内自治体が主催する防災訓練に参加し、医療救護技術の向上と広域応援体制の強化を図りました。



大規模地震を想定した傷病者受入訓練

- 第1ブロック支部合同災害救護訓練(青森県青森市)
- 山形県・米沢市合同総合防災訓練
- 山形市総合防災訓練
- 酒田市総合防災訓練
- 新庄市総合防災訓練
- 村山市総合防災訓練
- 長井市総合防災訓練
- 東根市総合防災訓練

■ 災害救護活動用資器材の整備

迅速な救護活動を展開するため、地区区分に対し、救援車1台及び野外炊飯器3台を整備しました。

救 援 車：戸沢村区分

野外炊飯器：山形市地区・東根市地区・高島町区分



救援車



野外炊飯器

■ 国内災害義援金の受付

山形県支部が受け付けた国内災害義援金は、被災自治体を通じて、全額が被災者のもとに届けられます。

義援金の種類	件数	金額
東日本大震災義援金	133件 (6,522件)	24,908,424円 (1,889,147,927円)
平成28年熊本地震災害義援金	686件	86,451,460円
平成28年台風10号等災害義援金	764件	741,536円
平成28年鳥取県中部地震災害義援金	67件	301,826円
平成28年新潟県糸魚川市大規模火災義援金	24件	282,369円
合計	1,674件	112,685,615円

(2月28日現在)

※表内()は受付時からの累計

救急法等の講習

「いのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の使命に基づき、緊急時の手当てや日常生活での事故防止など、健康安全に関する知識・技術の普及と啓発を、県内の事業所、学校、町内会等の団体の希望に応じ、幅広く行っています。平成28年度は受講者数1万3,000名を突破しました。



とっさの手当てを学び地域の防災力をアップ

講習名		実施回数	受講者数
救急法	急病人やけが人を、医師や救急隊に引き継ぐまでの間に行う救急手当と応急手当	373回	10,886人
水上安全法	水による事故防止を図り、溺れている人を発見した場合の対処	26回	861人
雪上安全法	スキー場での事故防止と、けが人への対応	1回	20人
幼児安全法	幼児期に起こりやすい事故の予防及び手当の方法と病気への対処	66回	1,250人
健康生活支援講習	健やかな高齢期を過ごすための、健康維持・増進についての知識と高齢者自立をめざした介護	2回	66人
合計		468回	13,083人

(2月28日現在)

赤十字ボランティア

高齢者等支援、青少年の育成等、各地域のニーズに即した活動を展開する「地域奉仕団」、点訳やスキー、バイク等の専門技術を有する団員で構成する「特殊奉仕団」、若年層に対する赤十字活動の普及や献血の啓発を目的に県内の大学生から構成する「青年奉仕団」が、それぞれの分野で活動しています。

種類	団数
地域奉仕団	43団
特殊奉仕団	6団
青年奉仕団	2団
合計	51団

(2月28日現在)



ライフラインが停止したときの「食」の確保を学ぶ(地域奉仕団)

■ 赤十字フェスタの開催

災害救護やボランティア等の赤十字活動を広く県民に周知することを目的に、東根市を会場に、東根市赤十字奉仕団連合(5団)主催による体験型イベント「赤十字フェスタin ひがしね」を開催しました。

当日は、のべ2,000名を超える来場者で大いに賑わいました。



子供たちに大人気となった奉仕団員手製わためコーナー



親子で楽しく赤十字を知っていただきました

青少年赤十字

青少年赤十字メンバーが「気づき・考え・実行する」を合言葉に、赤十字の「人道」「博愛」の精神に根ざした様々な活動を行っています。

種 類	加盟数	種 類	加盟数
幼稚園・保育園	11園	高等学校	27校
小学校	92校	特別支援学校	2校
中学校	43校	合 計	175校(園)

(2月28日現在)

■ 青少年赤十字防災教育プログラムの活用・普及

災害の正しい知識を学び、自ら考え、判断し、危険から身を守る行動を学ぶことを目的に、青少年赤十字防災教育プログラムを制作し、その活用を図ることで、防災教育の普及に努めております。

このプログラムは県内の全小・中・高校の全学級に配付しております。



人を助けるためには、まずは自分が生きなければならないことを学ぶ

■ 国際理解・親善の実践

190の国と地域において活動を展開する赤十字ネットワークにより、青少年赤十字の実践目標である「国際理解・親善」の実践を目的に、カンボジア教育支援事業ならびに大韓赤十字社大邱支社との国際交流事業を実施しました。

カンボジア教育支援事業 平成28年7月24日～29日

高等学校青少年赤十字連絡協議会の「書き損じはがき回収活動」により支援品を購入し、県内高校の青少年赤十字メンバーと指導者を派遣し、現地に届けました。

大韓赤十字社大邱支社との青少年赤十字国際交流事業

県内及び韓国の中・高校青少年赤十字メンバーが、互いの国を訪問し、伝統文化体験や青少年赤十字活動の発表、ホームステイ等を行いました。

派 遣：平成28年8月9日～15日

受 入：平成28年12月22日～27日



カンボジアの小学校に直接学用品を届け、笑顔で受け取る子どもたち

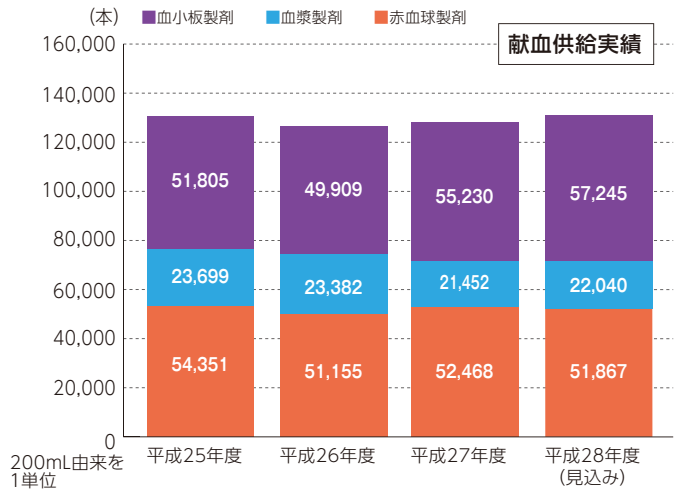
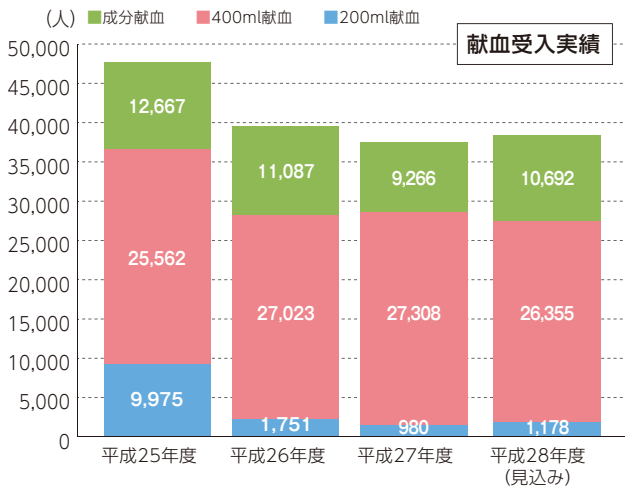


韓国メンバー初めての生け花体験に感動

血液事業

■ 献血の受入・供給状況

献血の受入及び供給実績は以下のとおりです。引き続き、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



■ 献血の普及・啓発

県内では献血バスによる移動採血や山形駅前の献血ルームSAKURAMBOにて献血を受け付けています。

また、献血の普及・啓発を図るため、各種イベントへの献血バスの配車や、学生ボランティアの協力のもと献血キャンペーンを開催しています。



地域イベントでの看護師体験では模擬採血にチャレンジ



血液が不足する冬期間における学生クリスマス献血キャンペーン

活動資金(社費及び寄付金)の募集状況

活動資金の募集状況は以下のとおりです。ご協力、誠にありがとうございます。

平成28年度 歳入(見込) / 2億7,811万2千円

(2月28日現在)

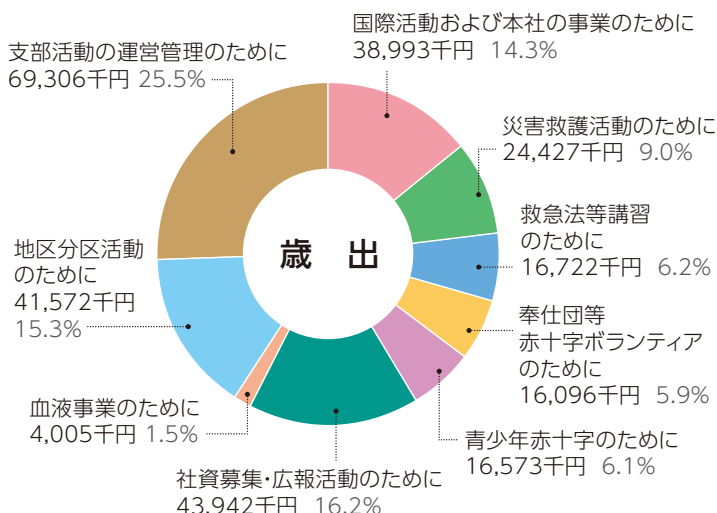
内 訳

社費及び寄付金収入	235,898,000円
本社からの交付金等収入	2,368,000円
雑収入(講習会負担金収入)	5,472,000円
前年度繰越金	34,374,000円
合 計	278,112,000円

区分	金額	区分	金額	区分	金額		
山形市	38,261,536円	村山	山辺町	3,030,300円	置賜	高島町	4,105,700円
米沢市	14,074,510円		中山町	2,351,100円		川西町	3,053,400円
鶴岡市	24,137,351円		河北町	3,600,300円		小国町	1,685,750円
酒田市	19,347,468円		西川町	1,690,200円		白鷹町	2,798,100円
新庄市	7,042,000円		朝日町	1,520,500円		飯豊町	1,433,600円
寒河江市	7,995,800円		大江町	1,726,900円	三川町	1,264,000円	
上山市	6,302,600円		大石田町	1,483,000円	庄内町	3,879,100円	
村山市	4,603,500円	最上	金山町	1,126,700円	遊佐町	2,996,200円	
長井市	5,945,700円		最上町	1,768,900円	その他地域	50,000円	
天童市	11,878,100円		舟形町	894,500円	町村分区計	44,519,601円	
東根市	8,951,800円		真室川町	1,622,600円	地区分区合計	201,489,116円	
尾花沢市	3,553,850円		大蔵村	667,951円			
南陽市	4,825,300円		鮭川村	863,300円			
市地区計	156,919,515円	戸沢村	957,500円				

※このほか、支部取扱分として 34,409,001円

平成28年度 歳出(見込) / 2億7,163万6千円



みなさまからいただいた700円の使いみち

国際活動および本社の事業のために	100円
災害救護活動のために	63円
救急法等講習のために	43円
奉仕団等赤十字ボランティアのために	42円
青少年赤十字のために	43円
社資募集・広報活動のために	113円
血液事業のために	11円
地区分区活動のために	107円
支部活動の運営管理のために	178円

赤十字社員制度の改正について

日本赤十字社では、国民にとって分かりやすく、赤十字により一層参加しやすくするため、平成29年度から赤十字社員制度を改正し、赤十字社員の名称を変更します。

その1 「赤十字社員」という名称を、「赤十字会員」及び「赤十字協力会員」に変更します

赤十字社員という名称が一般企業の職員を連想させ、分かりにくいことから変更となります。

その2 会員及び協力会員としてご加入いただく際の金額が変わります

これまで山形県では赤十字社員へのご加入に際し、年額700円以上の社費をお願いしておりましたが、制度変更後は次のとおりとなります。

改正前の区分	改正後の区分	ご加入時の金額	ご加入時の条件
応能社員(社費)	赤十字会員(会費)	年額2,000円以上	拠出者単独の氏名、住所、拠出日、拠出額、赤十字からの情報提供の要否が明確である方
社員(社費)	赤十字協力会員(会費)	目安として年額700円以上	拠出者単独の氏名、住所、拠出日、拠出額が明確である方
寄付者	寄付金(事業資金)	—	・町内会一括納入など、拠出者個人を判別できないもの ・匿名での拠出の場合

日本赤十字社への会費等のご協力は、あくまでも拠出者の任意となっており、強制するものではありません。県民の皆さまには赤十字の趣旨にご理解のうえ今後とも継続的なご支援をよろしくお願いいたします。

会費の金額について

日本赤十字社表彰制度の一つである日本赤十字社特別社員章の贈呈要件として年額2,000円以上を10年間継続される方を「応能社員」と呼称しており、現行運用上多くの方々にご協力いただいております。馴染みのある金額でありますことから、会費を2,000円以上としております。

その3 赤十字会員には、本人のご希望に応じて赤十字の情報誌を送付します

赤十字会員にご加入いただく際、会費のご協力時に「赤十字からの情報提供の要否」を確認させていただきますが、その際、情報提供を希望される会員に対し、山形県支部より赤十字情報誌を送付いたします。

1. 国際活動

- (1) 国際救援活動の支援
- (2) 救援事業のための募金活動
- (3) カンボジア教育支援事業

2. 災害救護活動

- (1) 各種防災訓練への参加
- (2) 医療救護班員の育成
- (3) 災害救護活動用資器材の整備
- (4) 防災教育事業の推進
- (5) 災害被災者の援護
- (6) 赤十字防災ボランティアの育成
- (7) 被災地支援活動

3. 救急法等の講習

- (1) 救急法等講習の実施
- (2) 指導員の育成

4. 赤十字ボランティア

- (1) 奉仕団活動の推進
- (2) ボランティアの育成

5. 青少年赤十字

- (1) 加盟校活動の推進
- (2) 指導者の養成
- (3) メンバーの育成
- (4) 国際交流事業の実施
- (5) 青少年赤十字防災教育の普及推進

6. 広報活動

- (1) 広報紙を活用した情報提供
- (2) ホームページによる情報発信
- (3) メディアを活用した広報活動
- (4) 赤十字広報資材の貸出
- (5) 地域イベントにおける広報活動
- (6) 赤十字関係者の集い
「もっとクロス!やまがた」の開催
- (7) 県内法人に対するCSR活動の提案

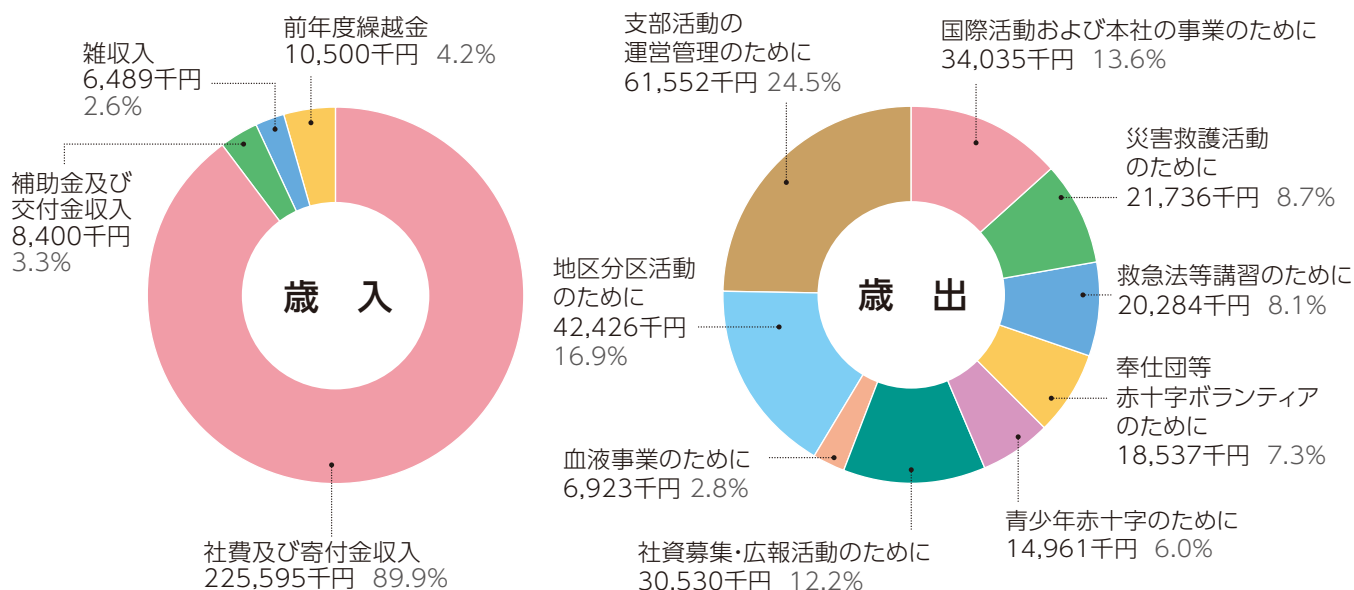
7. 血液事業

- (1) 献血思想の普及啓発活動
- (2) 献血の推進
- (3) 安全な血液製剤の安定供給

8. 組織及び財政基盤の強化

- (1) 遺贈・相続財産寄付の受入体制の強化
- (2) 地区分区との連携強化
- (3) 赤十字功労者の顕彰
- (4) 物故会員に対する弔詞・ローソクの奉呈

平成29年度 歳入歳出予算 / 2億5,098万4千円



表彰制度について



■ 特別社員

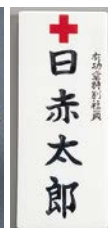
会費2,000円×10年
または一括20,000円を
納められた方



銀色有功章楯



徽章



セト門標

■ 銀色有功章

20万円以上を
納められた方

■ 金色有功章 50万円以上を納められた方

(個人)



金色有功章章記



徽章



男章



女章



セト門標

(法人)



金色有功章楯



徽章



セト門標

■ 日本赤十字社感謝状

金色有功章受章後、
50万円以上納められた都度該当

■ 国の表彰

厚生労働大臣感謝状(個人100万円以上、法人300万円以上)

※一次または同一年度の累計

紺綬褒章(個人500万円以上、法人1,000万円以上)

※一次または提出日から3年目以内の累計

遺産・相続財産等の寄付をお考えのみなさまへ

遺贈による寄付

「遺贈」とは、遺言により自分の築いた財産を人々に分けることで、遺言書の内容により遺産の受取人やその内容を指定することができます。この遺言による方法で、財産の一部の受取人を日本赤十字社とすることができます。

相続財産の寄付

ご遺族の方が相続された財産の相続税の申告期限内(相続開始から10ヶ月以内)に日本赤十字社にご寄付いただいた場合、その寄付された財産に相続税がかかりません。(税制上の優遇措置の適用)

香典返しの寄付

香典返しをする代わりに、「故人の遺志を社会のために活かしたい」というご遺族が増えていきます。

税制上の優遇措置について

日本赤十字社に対する一定額以上の寄付には、税制上の優遇措置が適用されます。
 詳細につきましては、お近くの税務署、税務相談室、税理士にご相談ください。

■ 個人として資金を拠出された場合

区分	特定寄付金	住民税控除に係る寄付金	相続税非課税の対象となる寄付金
寄付の内容	日本赤十字社に対してなされた寄付金で、日本赤十字社の事業に充当されるものをいいます。	日本赤十字社各都道府県支部にお寄せいただいた寄付金で、総務大臣の指定(注1)を受けた事業が対象となります。(注2)	相続または遺贈により、財産を取得した方から、日本赤十字社にお寄せいただいた寄付金で、日本赤十字社の事業に充当されるものをいいます。
適用期間	通 年	通 年	通 年
措置の内容等	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間取得額の40%)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間取得額の30%)から2千円を差し引いた額の10%が、寄付者の年間所得総額から控除されます。	寄付した相続財産の価格は相続人が収めるべき相続税の課税価格に算入されません。

■ 法人として資金を拠出された場合

区分	特定寄付金	特定公益増進法人に対する寄付金
寄付の内容	日本赤十字社にお寄せいただいた寄付金で、財務大臣の指定(注2)を受けた事業が対象となります。	日本赤十字社に対してなされた寄付金で、日本赤十字社の事業に充当されるものをいいます。
適用期間	毎年4月～9月	通 年
措置の内容等	寄付金の金額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず、損金の額に算入されます。	寄付金の金額が、法人の通常有する寄付金の損金算入限度額と合わせて、下記により算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入されます。

(注1)災害救護設備の整備など6つの事業が制度化されています。

(注2)但し、支部の指定した事業計画の範囲が対象となります。

県内企業・法人の皆様向け

赤十字寄付金付自動販売機の設置先募集 ～自動販売機で社会貢献～

設置先を募集
しております!



※写真はイメージです

- 補充・保守管理等は全て業者が行います
- 省エネ対策もバッチリです

赤十字寄付金付き自動販売機とは、自動販売機設置者様の収入の一部を赤十字活動(災害救護活動、いのちと健康を守る講習普及、赤十字ボランティアの普及と活動など)の資金としてご寄付いただくものです。

- 自動販売機の設置や売上金の回収、赤十字への振り込みは業者におまかせでOK ※電気代は設置者様の負担となります。
- 売り上げの一部を赤十字へ寄付する旨をパネルで表示

設置にご協力いただけます場合は
お気軽に当支部までお問い合わせください